(2)　函館市，小樽市，旭川市，室蘭市，苫小牧市，北見市，釧路市，帯広市

自用地としての1平方メートル当たりの価額	借地権割合		底地割合	
	自用建付地	貸家建付借地	貸付地	貸家建付自地
千円以上	%	%	%	%
120	70.0	49.0	30.0	79.0
105	65.0	45.5	35.0	80.5
90	60.0	42.0	40.0	82.0
45	55.0	38.5	45.0	83.5
30	50.0	35.0	50.0	85.0
15	40.0	28.0	60.0	88.0
3	30.0	21.0	70.0	91.0
3千円未満	(20.0)	—	80.0	94.0

(3)　(1)，(2)以外の市町村

自用地としての1平方メートル当たりの価額	借地権割合		底地割合	
	自用建付地	貸家建付借地	貸付地	貸家建付自地
千円以上	%	%	%	%
8	50.0	35.0	50.0	85.0
5	40.0	28.0	60.0	88.0
3	30.0	21.0	70.0	91.0
3千円未満	(20.0)	—	80.0	94.0

別表3

宅地造成費の標準価額表

（1㎡当たり）

区分	金額	摘要
(1) 整地費	250円	比較的平担地の土地を整地する場合。
(2) 土盛費（整地費を含む）	900円	土盛の高さ1m当たり。
(3) 土止め費	（壁面1㎡当たり）16,000円	コンクリートブロックによる場合。（高さ1m）

（注）　上記の金額は，標準的なものであるから，これによることを不適当とするものについては，土地の状況等を勘案のうえ精通者意見価格等をしんしゃくした金額による。

第2 鉱　泉　地　の　部

目　次

		ページ
鉱泉地の評価		205
別表 4.	温泉地指数表	206
別表 5.	ゆう出量指数表	207
別表 6.	温度に応ずるゆう出量補正率表	208

鉱　泉　地　の　評　価

鉱泉地の価額は，原則として，１筆ごとに，基本価額（2,300千円）に別表４（Ｐ206）の「温泉地指数」と表５（Ｐ207）の「ゆう出量指数」とを連乗して計算した金額により評価する。

別表4

温泉地指数表

署名	温泉地名	所在地	温泉地指数	(参考)ゆう出量が標準状態のときの鉱泉地の価額
札幌南	定山渓	札幌市南区	1.75	4,025 千円
	小金湯	〃	0.35	805
	支笏湖	千歳市	0.55	1,265
函館	湯の川	函館市	1.70	3,910
	大沼	七飯町	0.50	1,150
	鹿部	鹿部村	0.30	690
	恵山	尻岸内町	0.40	920
江差	五厘沢慶喜	江差町	0.25	575
八雲	長万部	長万部町	0.30	690
	二股ラジウム	〃	0.10	230
小樽	朝里川	小樽市	0.35	805
倶知安	昆布	ニセコ町	0.35	805
	雷電	岩内町	0.40	920
旭川東	層雲峡	上川町	1.25	2,875
	白金	美瑛町	0.55	1,265
	天人峡	東川町	0.55	1,265
	勇駒別	〃	0.45	1,035
稚内	豊富	豊富町	0.30	690
室蘭	北湯沢	大滝村	0.25	575
	洞爺湖	虻田町	1.80	4,140
	登別	登別市	1.80	4,140
	カルルス	〃	0.30	690
	壮瞥	壮瞥町	0.55	1,265
苫小牧	ウトナイ	苫小牧市	0.40	920
	白老臨海	白老町	0.55	1,265
網走	ウトロ	斜里町	0.45	1,035
北見	温根湯	留辺蘂町	0.95	2,185
釧路	阿寒湖畔	阿寒町	1.15	2,645
	摩周(旧弟子屈)	弟子屈町	0.65	1,495
	川湯	〃	0.95	2,185
帯広	十勝川	音更町	0.70	1,610
	糠平	上士幌町	0.50	1,150
	然別湖畔	鹿追町	0.40	920

別表5

ゆう出量指数表

ゆう出量(リットル)	指数	ゆう出量(リットル)	指数
9 未満	0.30	772 以上 808 未満	11.00
9 以上 16 未満	0.35	808 〃 844 〃	11.50
16 〃 23 〃	0.40	844 〃 880 〃	12.00
23 〃 31 〃	0.45	880 〃 916 〃	12.50
31 〃 38 〃	0.50	916 〃 952 〃	13.00
38 〃 45 〃	0.60	952 〃 988 〃	13.50
45 〃 52 〃	0.70	988 〃 1,024 〃	14.00
52 〃 59 〃	0.80	1,024 〃 1,060 〃	14.50
59 〃 67 〃	0.90	1,060 〃 1,096 〃	15.00
67 〃 79 〃	1.00	1,096 〃 1,132 〃	15.50
79 〃 97 〃	1.25	1,132 〃 1,168 〃	16.00
97 〃 115 〃	1.50	1,168 〃 1,204 〃	16.50
115 〃 133 〃	1.75	1,204 〃 1,240 〃	17.00
133 〃 151 〃	2.00	1,240 〃 1,276 〃	17.50
151 〃 169 〃	2.25	1,276 〃 1,312 〃	18.00
169 〃 196 〃	2.50	1,312 〃 1,348 〃	18.50
196 〃 232 〃	3.00	1,348 〃 1,384 〃	19.00
232 〃 268 〃	3.50	1,384 〃 1,420 〃	19.50
268 〃 304 〃	4.00	1,420 〃 1,456 〃	20.00
304 〃 340 〃	4.50	1,456 〃 1,492 〃	20.50
340 〃 376 〃	5.00	1,492 〃 1,528 〃	21.00
376 〃 412 〃	5.50	1,528 〃 1,564 〃	21.50
412 〃 448 〃	6.00	1,564 〃 1,600 〃	22.00
448 〃 484 〃	6.50	1,600 〃 1,636 〃	22.50
484 〃 520 〃	7.00	1,636 〃 1,672 〃	23.00
520 〃 556 〃	7.50	1,672 〃 1,708 〃	23.50
556 〃 592 〃	8.00	1,708 〃 1,744 〃	24.00
592 〃 628 〃	8.50	1,744 〃 1,780 〃	24.50
628 〃 664 〃	9.00	1,780 以上	25.00
664 〃 700 〃	9.50		
700 〃 736 〃	10.00		
736 〃 772 〃	10.50		

(注) 1. この表を適用するにあたって用いるべきゆう出量は,その鉱泉地の1分当たりのゆう出量に別表6(P208)「温度に応ずるゆう出量補正率表」に掲げるその温泉の温度に応ずる補正率を乗じて求めた補正後のゆう出量による。この場合において,1分当たりのゆう出量は,ゆう出量が多量であるため,その一部を放棄しているものにあっては,その余剰量を除いたゆう出量によって算定したものにより,非自噴の鉱泉地については,1日の揚湯量をその揚湯時間(分)で除して求めたゆう出量による。

2. 枯渇した鉱泉地又は未利用の鉱泉地のゆう出量指数は,それぞれ 0.30 又は 0.50 とする。

別表6

温度に応ずるゆう出量補正率表

温度（度）	補正率	温度（度）	補正率
25 未満	0.20	60 以上 65 未満	1.10
25 以上 30 未満	0.35	65 〃 70 〃	1.15
30 〃 35 〃	0.50	70 〃 75 〃	1.20
35 〃 40 〃	0.65	75 〃 80 〃	1.25
40 〃 45 〃	0.80	80 〃 85 〃	1.30
45 〃 50 〃	0.90	85 〃 90 〃	1.35
50 〃 55 〃	1.00	90 〃 95 〃	1.40
55 〃 60 〃	1.05	95 以上	1.45

第3 家　屋　の　部

家　屋　の　評　価

家屋の価額は，原則として，１棟の家屋ごとに次に掲げる区分に従い，それぞれ次に掲げる方法によって評価する。

家屋等の区分	評　価　方　法
(1) 自用家屋	その家屋の固定資産税評価額に 1.0 倍を乗じて求めた金額によって評価する。
(2) 貸家屋	上記(1)により評価した家屋の価額100分の 70 に相当する金額によって評価する。
(3) 固定資産税課税台帳等に登録されていない新築家屋	その家屋の付近にある家屋で構造用途等が同一のものの固定資産税評価額を基として適正に評価した金額をもって評価する。 なお，申告期限までに，その家屋にかかる不動産取得税が課税されている場合には，その課税標準の額を基に上記(1)，(2)により評価してもさしつかえない。
(4) 建築中の家屋	その家屋の費用現価（課税時期までに投下した費用の額を課税時期に引きなおした額の合計額をいう。）の100分の 70 に相当する金額によって評価する。

第４　果樹、アスパラガスの部

目　　次

ページ

1. 果樹の標準価額 …… 217

(1) り ん ご …… 217

(2) な　　し …… 218

(3) ぶ ど う …… 218

2. アスパラガスの標準価額 …… 219

1. 果樹の標準価額

(1) りんご

（10アール当たり）

区分 / 署名	幼齢樹	成熟樹					老齢樹			
		青年期			壮年期					
	1～10年	11～15年	16～20年	21～25年	26～30年	31～35年	36～40年	41～45年	46～50年	51年以上
	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額
余市	42,000円	47,000円	64,000円	73,000円	92,000円	81,000円	70,000円	59,000円	44,000円	44,000円～23,000
札幌南 函館 滝川 深川	37,000	41,000	51,000	58,000	73,000	64,000	55,000	46,000	33,000	33,000～16,000
上記以外の署	25,000	28,000	35,000	40,000	50,000	44,000	38,000	31,000	23,000	23,000～12,000

（注） 幼齢樹の評価は，育成年次により，それぞれ次に掲げる割合を乗じて評価する。

育成年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
評価割合	10%	20%	25%	40%	50%	65%	75%	85%	95%	100%

(2) な　　し

（10アール当たり）

区分 / 署名	幼齢樹	成熟樹		老齢樹	
		青年期	壮年期		
	1～7年	8～15年	16～25年	26～35年	36年以上
	価額	価額	価額	価額	価額
全管	32,000円	35,000円	55,000円	35,000円	35,000～20,000円

(注) 幼齢樹の評価は，育成年次により，それぞれ次に掲げる割合を乗じて評価する。

育成年次	1	2	3	4	5	6	7
評価割合	15%	20%	35%	50%	65%	85%	100%

(3) ぶ　ど　う

（10アール当たり）

区分 / 署名	幼齢樹	成熟樹		老齢樹
		青年期	壮年期	
	1～4年	5～6年	7～10年	11年以上
	価額	価額	価額	価額
余市	59,000円	66,000円	95,000円	95,000～36,000円
札幌南 小樽	50,000	55,000	80,000	80,000～30,000
上記以外の署	19,000	21,000	30,000	30,000～12,000

(注) 幼齢樹の評価は，育成年次により，それぞれ次に掲げる割合を乗じて評価する。

育成年次	1	2	3	4
評価割合	20%	50%	80%	100%

2. アスパラガスの標準価額

（10アール当たり）

区分 / 署名	幼齢期	成熟期		老齢期	
		青年期	壮年期		
	1～2年	3～4年	5～10年	11年～15年	16年以上
	価額	価額	価額	価額	価額
全管	37,000円	46,000円	70,000円	56,000円	27,000円

(注) 幼齢期のうち，1年のものは，標準価額の80％相当額とする。

第5 立　木　の　部

目　　次

		ページ
立木の評価		225
別表 7	針葉樹の樹齢別標準価額	228
別表 8	地利級判定表	230
別表 9	針葉樹の標準立木材積表	231
別表10	総合等級指数表	233
別表11	広葉樹の樹種及び樹齢別標準価額	234
別表12	森林の構成樹種の混交割合が不明な場合における広葉樹の樹齢別標準価額	238
別表13	広葉樹の1ヘクタール当たりの立木材積による地味級判定表	239

立　木　の　評　価

立木の評価は，樹種ごとに，次に掲げる区分に従い，それぞれ次に掲げる方法によって行なう。

立木の区分	評価方法
(1) 樹齢15年以上のからまつ すぎ とどまつ （立木材積が明らかなもの）	次の算式により計算した金額により評価する。 樹齢別標準価額（別表7（P228））× 実際の1ヘクタール当たりの立木材積 ／ 1ヘクタール当たり標準立木材積（別表9（P231））（0.05きざみとし，0.05未満は切り捨てる。）× 地利級の割合（別表8（P230））＝ 1ヘクタール当たりの評価額
(2) 上記以外の針葉樹	次の算式により計算した金額により評価する。 樹齢別標準価額（別表7（P228））× 総合等級指数（別表10（P233））（地味級の割合 × 立木度の割合 × 地利級の割合（別表8（P230））） ＝ 1ヘクタール当たりの評価額 （注） 1. （別表9）「針葉樹の標準立木材積表」に定めのない樹齢又は樹種の立木についての地味級は，おおむね中級に該当するものとする。 2. （別表9）「針葉樹の標準立木材積表」に定めのない樹齢又は樹種の立木について立木度は，次による。 (1) 森林の立木度の間隔の大小にかかわらず植林した森林については，おおむねその立木度を密とし，自然林については，おおむねその立木度を中庸とする。 この場合において，岩石，がけ崩れ等による不利用地があるときは，その不利用地の地積を除外した地積がその森林の地積とする。 (2) 岩石，がけ崩れ等による不利用地が散在している森林で，その不利用地の地積を森林の地積から除外することが出来ない森林については，植林した森林は，おおむねその立木度を中庸とし，自然林は，おおむねその立木度を疎とする。

立木の区分	評価方法
(3) 広葉樹	次の算式により計算した金額により評価する。 樹種別標準価額（別表11（P 234））× 地味級の割合 × 立木度の割合 × 地利級の割合（別表8（P 230））= 1ヘクタール当たりの評価額 （総合等級指数《別表10（P 233）》） （注） 1. 評価森林の構成樹種の混交割合が不明な場合における標準価額は，（別表12）「森林の構成樹種の混交割合が不明な場合における広葉樹の樹齢別標準価額」による。 2. 地味級は，評価する森林のうち，上部，中部及び下部の平均1ヘクタール当たりの材積を求め，（別表13）「広葉樹の1ヘクタール当たりの立木材積による地味級判定表」により判定する。 3. 2に掲げる「広葉樹の1ヘクタール当たりの立木材積による地味級判定表」に定めのない樹齢の立木についての地味級はおおむね中級に該当するものとして取り扱う。 4. 立木度は次に掲げるところによる。 (1) 森林の立木の間隔の大小にかかわらず植林した森林については，おおむねその立木度を密とし，自然林については，おおむねその立木度を中庸とする。 この場合において岩石，がけ崩れ等による不利用地があるときはその不利用地の地積を除外した地積をその森林の地積とする。 (2) 岩石，がけ崩れ等による不利用地が散在している森林で，その不利用地の地積を森林の地積から除外することのできない森林については，植林した森林はおおむねその立木度を中庸とし，自然林は，おおむねその立木度を疎とする。 (3) くぬぎ及び雑木については前2号にかかわらずその立木度を密とする。ただし，自然林を密とすることを適当としない状態にあるときはその状況により中庸または疎とする。

立木の区分	評価方法
(4) 保安林等の立木	上記により評価した立木の価額から，その価額に，法令に基づき定められた伐採関係の区分にしたがい，それぞれ次に掲げる割合を乗じて計算した金額を控除した価額により評価する。

法令に基づき定められた伐採関係の区分	控除割合
一部皆伐	0.2
択伐	0.4
単木選伐	0.6
禁伐	0.7

昭和５９年分　立木の標準価額（差し替え分）

別表７

針葉樹の樹齢別標準価額

（１ヘクタール当たり）

区分／樹齢	標準価額 からまつ	標準価額 すぎ	標準価額 とどまつ	区分／樹齢	標準価額 からまつ	標準価額 すぎ	標準価額 とどまつ
年	千円	千円	千円	年	千円	千円	千円
1	70	190	75	22	213	430	145
2	78	211	85	23	225	451	151
3	79	214	86	24	238	472	157
4	81	217	87	25	252	495	163
5	84	221	88	26	267	518	169
6	87	226	89	27	281	542	176
7	90	232	91	28	297	567	183
8	94	239	93	29	313	593	190
9	99	246	95	30	◎ 330	620	197
10	105	255	97	31		648	205
11	111	265	100	32		676	213
12	117	275	103	33		706	221
13	124	287	106	34		737	230
14	132	299	109	35		768	238
15	140	312	113	36		800	247
16	148	326	117	37		834	256
17	158	341	121	38		868	266
18	168	357	125	39		903	275
19	178	374	130	40		939	285
20	189	392	135	41		976	295
21	200	411	140	42		1,014	306

（１ヘクタール当たり）

区分／樹齢	標準価額 すぎ	標準価額 とどまつ	区分／樹齢	標準価額 とどまつ
年	千円	千円	年	千円
43	1,053	317	64	599
44	1,092	327	65	615
45	1,133	339	66	631
46	1,174	350	67	648
47	1,217	362	68	665
48	1,260	374	69	682
49	1,304	386	70	◎ 700
50	◎ 1,350	398		
51		411		
52		424		
53		437		
54		450		
55		464		
56		478		
57		492		
58		507		
59		521		
60		536		
61		552		
62		567		
63		583		

(注)

1. ◎印は標準伐期を示す。
2. 「あすなろ」「きはり」は「すぎ」に準ずる。
3. 「とうひ」は「からまつ」に準ずる。
4. 標準伐期をこえて標準伐期の２倍の樹齢に達するまでの立木の標準価額は，標準伐期における標準価額を基とし，年利２％とした場合の当該樹齢に応ずる複利終価の額とする。

別表 8

地　利　級　判　定　表

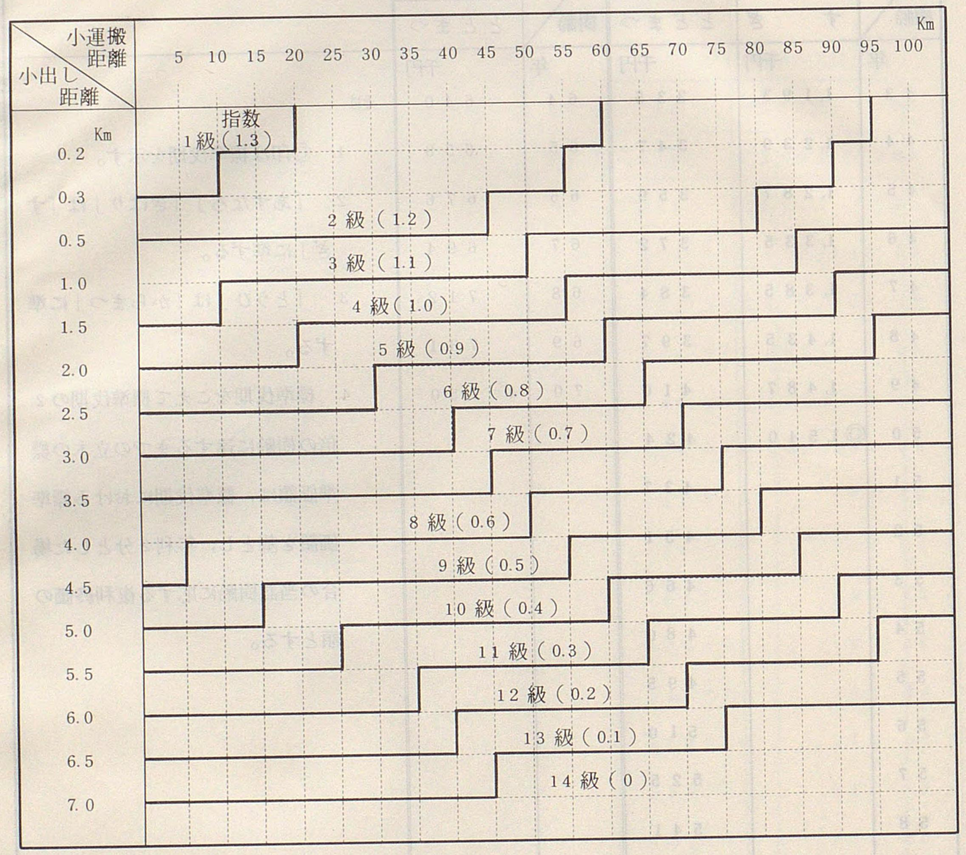

（注）　1.　小出し距離は，ケーブルの架設を想定した場合における木寄せ場と小運搬道路との最短直線距離（木寄せ場が２以上ある場合には，最短直線距離の合計数）により求める。

2.　本表はトラック運搬によっているから，馬搬による林地については，当該地利級より一級を引き下げる。

3.　14 級に該当する場合（植林した立木で，10 ヘクタール程度以上の集団のものに限る）であっても，その立木の搬出その他の状況から勘案して，14 級として取扱うことが適当でないと認められるものについては，13 級の指数の範囲内において，その地利級指数を定める。

別表 9

針葉樹の標準立木材積表

（1ヘクタール当たり）

樹齢 ＼ 樹種 / 標準伐期	からまつ		す　ぎ		とどまつ	
	25 年		50 年		70 年	
年	m^3	石	m^3	石	m^3	石
15	97	349	33	119	7	25
16	108	388	44	158	10	36
17	117	420	54	194	13	47
18	127	456	64	230	16	57
19	136	489	74	266	20	72
20	143	514	83	298	24	86
21	151	543	91	327	28	101
22	158	568	100	359	32	115
23	165	593	108	388	36	129
24	172	618	117	420	41	147
25	179	643	125	449	46	165
26	186	668	134	482	51	183
27	191	686	142	510	56	201
28	197	708	152	546	61	219
29	202	726	161	579	66	237
30	205	737	171	615	72	259
31	209	751	181	650	78	280
32	213	765	190	683	84	302
33	216	776	199	715	90	323
34	220	791	207	744	96	345
35	223	801	216	776	102	366
36			224	805	108	388
37			233	837	114	410
38			241	866	120	431
39			249	895	126	453
40			258	927	132	474
41			266	956	138	496
42			274	985	144	517
43			281	1,010	150	539

樹齢 ＼ 樹種 / 標準伐期	す　ぎ		とどまつ	
	50 年		70 年	
年	m^3	石	m^3	石
44	289	1,039	156	561
45	296	1,064	162	582
46	304	1,092	168	604
47	312	1,121	174	625
48	319	1,146	180	647
49	327	1,175	186	669
50	334	1,200	192	690
51	341	1,225	198	712
52	347	1,247	203	730
53	354	1,272	208	747
54	360	1,294	213	765
55	366	1,315	218	783
56	373	1,340	222	798
57	379	1,362	226	812
58	386	1,387	230	827
59	392	1,409	234	841
60	398	1,430	238	853
61	405	1,455	242	870
62	411	1,477	246	884
63	418	1,502	250	899
64	424	1,524	254	913
65	429	1,542	260	934
66	435	1,563	264	949
67	441	1,585	268	963
68	446	1,603	272	977
69	452	1,624	276	992
70	457	1,642	280	1,000
71			283	1,017
72			286	1,028

（1ヘクタール当たり）

樹齢 ＼ 樹種	とどまつ	
標準伐期	70 年	
年	m³	石
73	289	1,039
74	292	1,049
75	295	1,060
76	298	1,071
77	301	1,082
78	304	1,092
79	307	1,103
80	310	1,114
81	313	1,125
82	316	1,136
83	319	1,146
84	322	1,157
85	325	1,168
86	328	1,179
87	330	1,186
88	332	1,193
89	334	1,200
90	336	1,207
91	338	1,215
92	340	1,222
93	342	1,229
94	344	1,236
95	346	1,243
96	348	1,251
97	350	1,258
98	352	1,265
99	354	1,272
100	356	1,279

別表10

総合等級指数表

（地味級，立木度及び地利級の各割合を連乗した数値）

地利級 ＼ 立木度 ＼ 地味級	密			庸			疎		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下
1	1.65	1.30	0.75	1.35	1.00	0.60	1.00	0.75	0.45
2	1.55	1.20	0.70	1.20	0.90	0.55	0.90	0.70	0.40
3	1.40	1.10	0.65	1.10	0.85	0.50	0.85	0.65	0.35
4	1.30	1.00	0.60	1.00	0.80	0.45	0.75	0.60	0.35
5	1.15	0.90	0.55	0.90	0.70	0.40	0.70	0.50	0.30
6	1.00	0.80	0.45	0.80	0.60	0.35	0.60	0.45	0.25
7	0.90	0.70	0.40	0.70	0.55	0.30	0.50	0.40	0.25
8	0.75	0.60	0.35	0.60	0.45	0.25	0.45	0.35	0.20
9	0.65	0.50	0.30	0.50	0.40	0.20	0.35	0.30	0.15
10	0.50	0.40	0.20	0.40	0.30	0.15	0.30	0.20	0.10
11	0.35	0.30	0.15	0.30	0.20	0.13	0.20	0.15	0.10
12	0.25	0.20	0.10	0.20	0.15	0.08	0.15	0.10	0.05
13	0.13	0.10	0.05	0.10	0.08	0.04	0.08	0.05	0.03
14	0	0	0	0	0	0	0	0	0

別表１１

広葉樹の樹種及び樹齢別標準価額

（１ヘクタール当たり）

区分 / 樹齢	標準価額							
	一斉林	用材林						
		なら	やちだも	せん	まかば	かつら	しな	その他
年	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1	14	14	14	14	14	14	14	14
2	14	15	15	15	15	14	14	14
3	15	15	16	16	16	14	15	14
4	16	16	17	17	18	15	15	14
5	16	18	19	19	20	15	16	15
6	17	19	21	21	22	16	16	15
7	19	21	24	23	25	16	17	15
8	20	23	27	26	28	17	18	16
9	22	26	30	29	32	18	19	16
10	24	29	34	33	36	19	20	17
11	26	32	38	37	40	20	22	17
12	28	35	43	41	46	21	23	18
13	30	39	48	46	51	22	25	19
14	33	43	53	51	57	23	26	19
15	36	47	59	56	63	24	28	20
16	38	52	65	62	70	26	30	21
17	42	57	72	68	77	27	32	22
18	45	62	79	75	85	29	35	23
19	48	67	87	82	93	31	37	24
20	52	73	94	89	102	33	39	25
21	56	79	102	97	111	34	42	26
22	60	86	111	105	120	36	45	27
23	65	92	120	114	130	39	48	28
24	69	99	130	122	140	41	51	29
25	74	106	140	132	151	43	54	31

区分 / 樹齢	標準価額							
	一斉林	用材林						
		なら	やちだも	せん	まかば	かつら	しな	その他
年	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
26	79	114	150	141	162	45	57	32
27	84	122	160	151	174	48	60	33
28	89	130	171	162	186	50	64	35
29	94	138	183	172	198	53	68	36
30	◎100	147	195	184	211	56	71	38
31		156	207	195	225	59	75	40
32		165	220	207	238	62	79	41
33		175	233	219	253	65	83	43
34		185	246	232	267	68	88	45
35		195	260	245	283	71	92	47
36		205	274	258	298	74	97	49
37		216	289	272	314	78	101	51
38		227	304	286	331	81	106	53
39		239	319	301	348	85	111	55
40		250	335	315	365	88	116	57
41		262	351	331	383	92	121	59
42		274	368	346	401	96	126	61
43		287	385	362	419	100	132	63
44		300	403	379	438	104	137	66
45		313	421	396	458	108	143	68
46		326	439	413	478	112	149	70
47		340	457	430	498	117	155	73
48		354	476	448	519	121	161	75
49		368	496	466	540	125	167	78
50		383	516	485	562	130	173	81
51		398	536	504	584	135	180	83
52		413	557	523	607	140	186	86
53		429	578	543	630	144	193	89

区分 / 樹齢	標準価額							
	一斉林	用材林						
		なら	やちだも	せん	まかば	かつら	しな	その他
年	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
54		445	599	563	653	149	200	92
55		461	621	584	677	154	207	95
56		477	644	605	702	160	214	98
57		494	666	626	726	165	221	101
58		511	689	648	752	170	228	104
59		528	713	670	777	176	236	107
60		546	737	692	803	181	243	110
61		563	761	715	830	187	251	113
62		582	786	738	857	192	259	117
63		599	810	761	883	198	267	120
64		619	836	786	912	204	275	123
65		638	862	810	940	210	283	127
66		657	888	835	969	216	292	130
67		677	915	860	998	222	300	134
68		697	942	885	1,028	229	309	137
69		717	970	911	1,058	235	317	141
70		737	998	937	1,088	241	326	145
71		758	1,026	964	1,119	248	335	148
72		779	1,055	991	1,151	255	344	152
73		801	1,084	1,018	1,182	261	353	156
74		822	1,113	1,046	1,215	268	363	160
75		845	1,143	1,074	1,247	275	372	164
76		867	1,174	1,102	1,280	282	382	168
77		889	1,204	1,131	1,314	289	392	172
78		912	1,235	1,160	1,348	296	402	176
79		936	1,267	1,190	1,382	304	412	180
80		959	1,299	1,220	1,417	311	422	185
81		983	1,331	1,250	1,453	319	432	189

（１ヘクタール当たり）

区分 / 樹齢	標準価額							
	一斉林	用材林						
		なら	やちだも	せん	まかば	かつら	しな	その他
年	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
82		1,007	1,364	1,281	1,488	326	442	193
83		1,031	1,397	1,312	1,524	334	453	198
84		1,056	1,430	1,343	1,561	342	463	202
85		1,081	1,464	1,375	1,598	349	474	207
86		1,106	1,499	1,407	1,636	357	485	211
87		1,132	1,533	1,440	1,673	365	496	216
88		1,157	1,568	1,473	1,712	373	507	220
89		1,184	1,604	1,506	1,751	382	519	225
90		◎1,210	◎1,640	◎1,540	◎1,790	◎390	◎530	◎230

（注）

1. ◎印は標準伐期を示す。
2. 標準伐期をこえて標準伐期の２倍の樹齢に達するまでの立木の標準価額は，標準伐期における標準価額を基とし，年利２分とした場合のその樹齢に応ずる複利終価の額とする。
3. 樹齢 30 年までの雑木については，その森林が用材林として育成されているものを除き原則として一斉林として評価し，樹齢 30 年をこえる雑木については，その森林が薪炭林として育成されているものを除き用材林として評価する。たとえば，一斉林のうちにも育成管理の状況，蓄積の状況等からみて明らかに用材向の立木と判断されるものがある場合には，その立木の部分は，用材林として評価する。逆の場合も同様とする。

（計　算　例）

一斉林と認められるものの蓄積割合　　80％

用材林　　〃　　〃　　20％

（一斉林としての１ヘクタール当たり評価額×80％＋用材林としての１ヘクタール当たり評価額×20％）×地積

別表 12

森林の構成樹種の混交割合が不明な場合における広葉樹の樹齢別標準価額

（1ヘクタール当たり）

区分／樹齢	標準価額 用材林	区分／樹齢	標準価額 用材林	区分／樹齢	標準価額 用材林	区分／樹齢	標準価額 用材林
年	千円	年	千円	年	千円	年	千円
1	14	26	55	51	170	76	361
2	14	27	58	52	176	77	370
3	15	28	61	53	183	78	379
4	15	29	64	54	189	79	388
5	16	30	68	55	196	80	398
6	16	31	72	56	202	81	408
7	17	32	75	57	209	82	417
8	18	33	79	58	216	83	427
9	19	34	83	59	223	84	437
10	20	35	87	60	230	85	448
11	21	36	92	61	237	86	458
12	23	37	96	62	245	87	468
13	24	38	101	63	252	88	479
14	26	39	105	64	260	89	489
15	28	40	110	65	267	90	◎ 500
16	29	41	115	66	275		
17	31	42	120	67	283		
18	33	43	125	68	291		
19	36	44	130	69	300		
20	38	45	136	70	308		
21	40	46	141	71	316		
22	43	47	147	72	325		
23	46	48	152	73	334		
24	49	49	158	74	343		
25	52	50	164	75	351		

（注） 適用に当たっては，（別表 11 ）「広葉樹の樹種及び樹齢別標準価額」の（注）に留意する。

別表 13

広葉樹の1ヘクタール当たりの立木材積による地味級判定表

地味級／樹齢	上級	中級	下級
年	m^3超	m^3以下 m^3以上	m^3未満
10（ 8～12年）	26（ 93石）	26（ 93石）～ 14（ 50石）	14（ 50石）
15（13～17 ）	51（ 183 ）	51（ 183 ）～ 28（ 101 ）	28（ 101 ）
20（18～22 ）	86（ 309 ）	86（ 309 ）～ 46（ 165 ）	46（ 165 ）
25（23～27 ）	116（ 417 ）	116（ 417 ）～ 63（ 226 ）	63（ 226 ）
30（28～32 ）	146（ 525 ）	146（ 525 ）～ 79（ 284 ）	79（ 284 ）
35（33～37 ）	172（ 618 ）	172（ 618 ）～ 93（ 334 ）	93（ 334 ）
40（38～42 ）	195（ 701 ）	195（ 701 ）～105（ 377 ）	105（ 377 ）
45（43～47 ）	213（ 765 ）	213（ 765 ）～115（ 413 ）	115（ 413 ）
50（48～54 ）	229（ 823 ）	229（ 823 ）～123（ 442 ）	123（ 442 ）
60（55～64 ）	285（1,024 ）	285（1,024 ）～176（ 632 ）	176（ 632 ）
70（65～74 ）	376（1,351 ）	376（1,351 ）～237（ 852 ）	237（ 852 ）
80（75～84 ）	473（1,700 ）	473（1,700 ）～279（1,002 ）	279（1,002 ）
90（85～90 ）	529（1,901 ）	529（1,901 ）～362（1,301 ）	362（1,301 ）
地味級の割合	1.3	1.0	0.6

第6 動　産　の　部

目　　次

		ページ
1.	家庭用動産の評価	245
2.	農耕用動産の評価	246
3.	牛の標準価額	247
4.	役馬の標準価額	248
5.	豚の評価	249

1. 家庭用動産の評価

家庭用動産で1個又は1組の価額が5万円以下のものについては，居住用家屋の固定資産税評価額に，次に掲げる評価割合を乗じて計算した金額により評価する。

家庭用動産の評価割合
居住用家屋の固定資産税評価額の３０％

（注）

1. 居住用家屋の範囲には，物置，土蔵，倉庫，牛舎，厩舎又は納屋等は含まれないこと。
2. 大邸宅等でこの評価基準によることが明らかに不適当と認められるものについては，個別評価すること。
3. 上記の割合によった評価額について，実情により３０％以内の減しんしゃくをすることができる。

2. 農耕用動産の評価

農耕用動産で1個又は1組の価額が5万円以下のものについては，経営規模に応じ，次に掲げる標準価額により評価する。

経営区分	経営規模（耕作面積）		標準価額	摘要
	ヘクタール以上	ヘクタール未満	円	
稲作専業	5.0	—	100,000	
	4.0	5.0	80,000	
	2.5	4.0	60,000	
	—	2.5	40,000	
畑作専業	10.0	—	100,000	
	7.0	10.0	80,000	
	5.0	7.0	60,000	
	—	5.0	40,000	
複合	10.0	—	120,000	田畑ごとに専業経営とした場合における標準価額の合計額をこえる場合には，30％以内の減しんしゃくをする。
	5.0	10.0	100,000	
	4.0	5.0	80,000	
	—	4.0	60,000	

（注）1. 経営区分は次により判定する。

稲作専業……耕作面積に対する田面積の割合が80％以上のもの

畑作専業……耕作面積に対する普通畑面積の割合が80％以上のもの

複　　合……上記以外の田畑兼作のもの

2. 耕作面積が著しく広大なもの，及び果樹等の特殊畑が主要部分を占めるものについては，この標準価額によらないで個別評価する。

3. 牛の標準価額

（1頭当たり）

区分＼年令		当才	2才	3才～5才	6才～7才	8才～9才	10才以上
		円	円	円	円	円	円
乳用牛	純粋種	78,000	145,000	202,000	160,000	121,000	42,000
	雑種	47,000	114,000	173,000	149,000	112,000	44,000

区分＼年令	当才	2才～3才	4才～5才	6才以上
	円	円	円	円
肉用牛	81,000	130,000	104,000	70,000

（注）

1. 価格変動が著しく，この標準価額によることが不適当な場合その他この価額によりがたいものは，売買実例価額及び，精通者意見価格を総合勘案して，個別評価するものとする。
2. 当才の価額は，生後7ケ月以上のものを100％とし，7ケ月未満のものは70％，3ケ月未満のものは40％とする。
3. 種牛については，個別評価を行うものとする。
4. 妊娠牛については，標準価額の10％増により評価する。

4. 役馬の標準価額

（１頭当たり）

年　令	当才	２才	３才	４才～７才	８才～９才	10才～12才	１３才以上
価　額	円 １０８,０００	円 １６２,０００	円 １９４,０００	円 ２７３,０００	円 １９５,０００	円 １３７,０００	円 ６５,０００

（注）

1. 価額変動が著しく，この標準価額によることが不適当な場合その他この価額によりがたいものは，売買実例価額及び精通者意見価格を総合勘案して，個別評価するものとする。
2. 当才の価額は生後７ケ月以上のものを１００％とし，７ケ月未満のものは７０％，３ケ月未満のものは４０％とする。
3. 妊娠馬については，標準価額の１０％増により評価する。
4. 競走馬（ばんばを含む。）及び種馬については，個別評価を行うものとする。
   なお，評価にあたっては，農業共済組合等の軽種馬保険の契約金額を参しゃくして評価する。

5. 豚　の　評　価

豚の価額は，次の算式により計算した金額等を参しゃく，農家庭渡価額により評価する。
なお，種豚の価額については，肉豚の価額の 1.5 倍の価額により評価する。

地方枝肉価額×豚の重量× 0.6（屠肉歩合）

第7 電話加入権の部

電話加入権の標準価額

全　地　域	44,000円（1加入当たり）

（注）　共同電話加入権の価額はこの標準価額の60％相当額によって評価する。

第8 株　式　の　部

気配相場のある株式として国税局長及び国税事務所長の指定した銘柄

基本通達173（気配相場のある株式についての国税局長の指定）の定めにより，気配相場のある株式として国税局長及び国税事務所長が指定した銘柄は，次に掲げるとおりである。

（昭和59年1月1日現在）

国税局及び国税事務所名	指定銘柄
東京	該当なし
大阪	〃
関東信越	茨城相互銀行，東陽相互銀行
札幌	該当なし
仙台	該当なし
名古屋	静岡鉄道
金沢	福井相互銀行，北陸鉄道，フクビ化学工業，富山相互銀行，富山地方鉄道，広貫堂，ニッコー
広島	山口銀行，呉相互銀行，山口相互銀行
高松	伊予鉄道，香川相互銀行，四国瓦斯
福岡	九州商船，長崎自動車，長崎電気軌道
熊本	旭相互銀行，南国交通，日本瓦斯
沖縄	該当なし

参　　考

目　　次

ページ

1. 農業投資価格の説明 …… 263

別表 1. 農業投資価格一覧表 …… 263

別表 2. 農業投資価格適用区分図 …… 265

2. 親　族　表 …… 267

3. 相続税，贈与税速算表 …… 268

4. 度量衡換算表 …… 269

5. 複　利　表 …… 270

6. 預貯金金利及び貸付信託予想配当率等の推移 …… 271

7. 残 価 率 表 …… 273

1.　農業投資価格の説明

農業投資価格とは，恒久的に農業の用に供されるべき農地等として自由な取引が行われるものとした場合におけるその取引において通常成立すると認められる価格をいい，相続人が農地等を相続して農業を営む場合には，一定の要件のもとにその取得した農地等の価額のうち農業投資価格を超える部分に対応する相続税の納税が猶予されることになっている（租税特別措置法第７０条の６）。

別表１

農業投資価格一覧表

（１０アール当たり）

農業投資価格の適用地域	田	畑	採草放牧地
中央ブロック	円 340,000	円 160,000	円 60,000
南　ブロック	250,000	120,000	50,000
北　ブロック	180,000	57,000	23,000
東　ブロック	180,000	75,000	29,000

農業投資価格
適用区分図

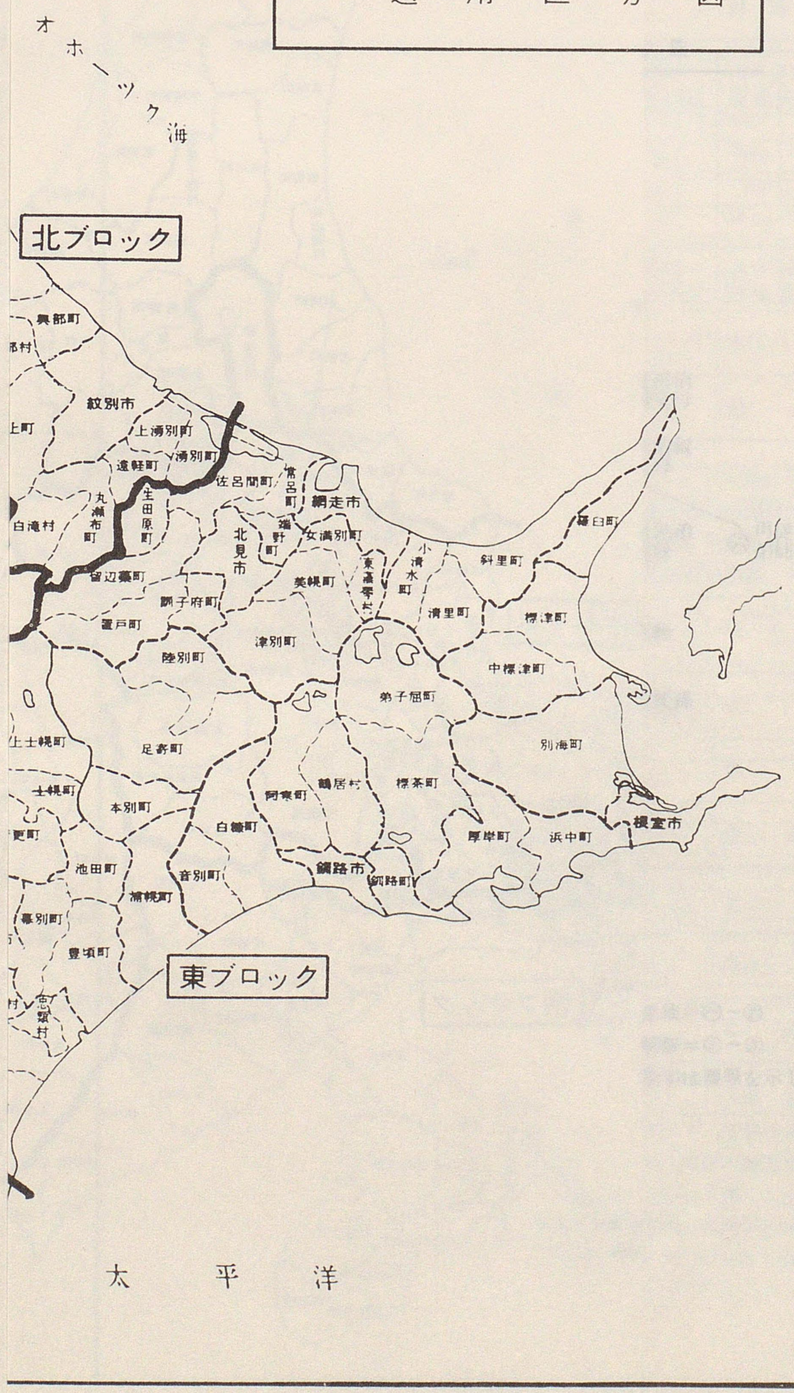

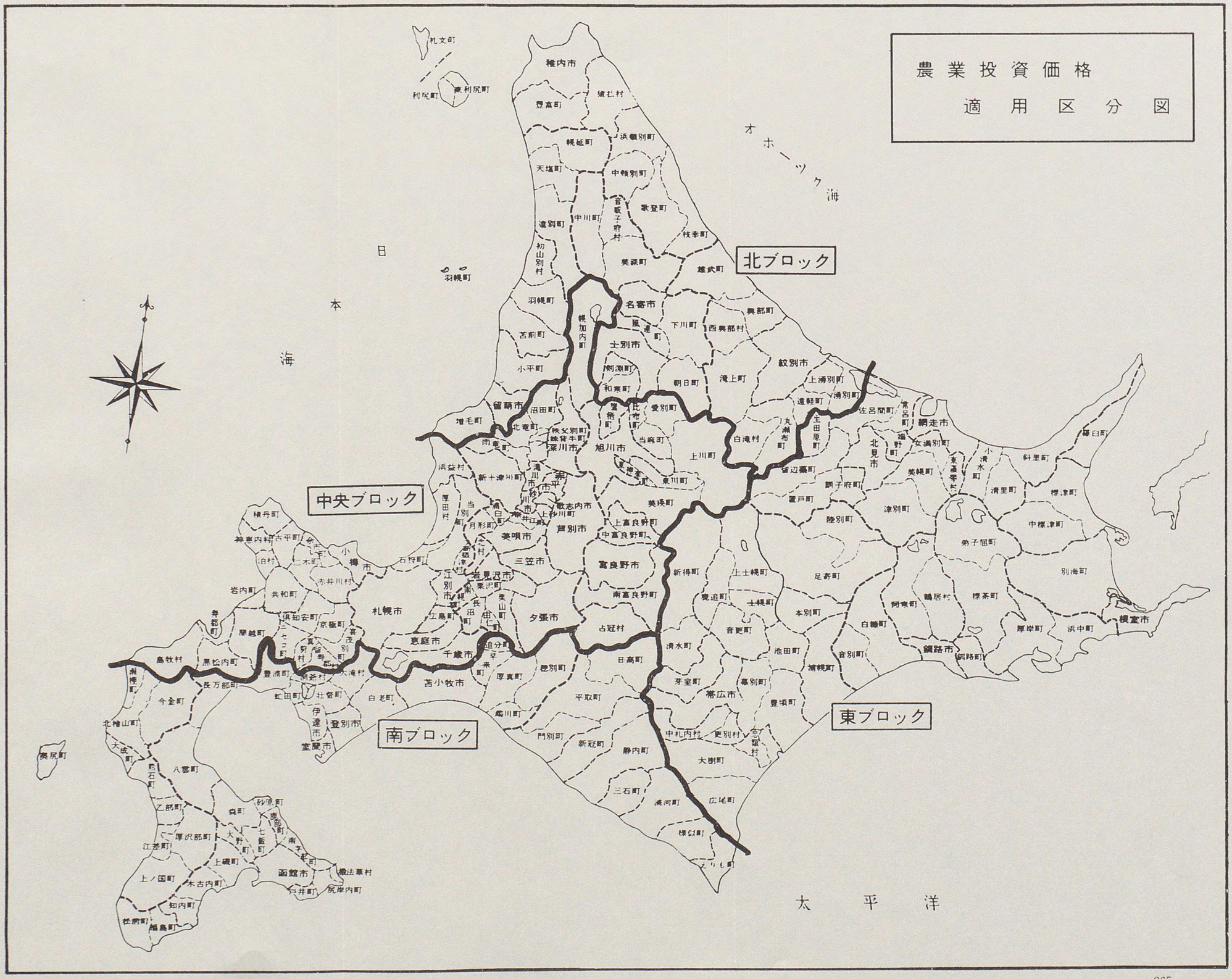
農業投資価格
適用区分図
北ブロック
中央ブロック
南ブロック
東ブロック
オホーツク海
日本海
太平洋
稚内市
利尻町
礼文町
枝幸町
雄武町
名寄市
紋別市
網走市
士別市
留萌市
旭川市
深川市
美唄市
芦別市
三笠市
夕張市
富良野市
札幌市
恵庭市
千歳市
苫小牧市
室蘭市
登別市
伊達市
函館市
帯広市
釧路市
根室市
羽幌町
増毛町
羅臼町
斜里町
標津町
別海町
浜中町
厚岸町
弟子屈町
中標津町
清里町
足寄町
本別町
陸別町
津別町
新得町
上士幌町
鶴居村
標茶町
白糠町
音別町
池田町
浦幌町
芽室町
幕別町
豊頃町
中札内村
更別村
大樹町
広尾町
静内町
新冠町
門別町
様似町
えりも町
日高町
平取町
厚真町
鵡川町
早来町
追分町
白老町
苫前町
小平町
留萌町
増毛町
雨竜町
北竜町
沼田町
浜益村
新十津川町
当別町
月形町
厚田村
石狩町
新篠津村
江別市
岩見沢市
長沼町
南幌町
栗山町
千歳市
恵庭市
豊浦町
洞爺村
大滝村
壮瞥町
虻田町
真狩村
留寿都村
喜茂別町
京極町
倶知安町
ニセコ町
蘭越町
寿都町
黒松内町
島牧村
瀬棚町
今金町
長万部町
八雲町
乙部町
厚沢部町
江差町
上ノ国町
木古内町
知内町
松前町
福島町
奥尻町
北檜山町
大成町
瀬棚町
砂原町
森町
鹿部町
七飯町
大野町
上磯町
南茅部町
函館市
椴法華村
尻岸内町
戸井町
上川町
東川町
美瑛町
上富良野町
中富良野町
南富良野町
占冠村
美深町
中川町
音威子府村
中頓別町
浜頓別町
枝幸町
歌登町
稚内市
豊富町
猿払村
幌延町
天塩町
初山別村
道別町
羽幌町
苫前町
小平町
留萌市
増毛町
雨竜町
北竜町
沼田町
浜益村
新十津川町
当別町
月形町
厚田村
石狩町
新篠津村
江別市
岩見沢市
長沼町
南幌町
栗山町
千歳市
恵庭市
豊浦町
洞爺村
大滝村
壮瞥町
虻田町
真狩村
留寿都村
喜茂別町
京極町
倶知安町
ニセコ町
蘭越町
寿都町
黒松内町
島牧村
瀬棚町
今金町
長万部町
八雲町
乙部町
厚沢部町
江差町
上ノ国町
木古内町
知内町
松前町
福島町
奥尻町
北檜山町
大成町
瀬棚町
砂原町
森町
鹿部町
七飯町
大野町
上磯町
南茅部町
函館市
椴法華村
尻岸内町
戸井町
上川町
東川町
美瑛町
上富良野町
中富良野町
南富良野町
占冠村
美深町
中川町
音威子府村
中頓別町
浜頓別町
枝幸町
歌登町
稚内市
豊富町
猿払村
幌延町
天塩町
初山別村
道別町
羽幌町
苫前町
小平町
留萌市
増毛町
雨竜町
北竜町
沼田町
浜益村
新十津川町
当別町
月形町
厚田村
石狩町
新篠津村
江別市
岩見沢市
長沼町
南幌町
栗山町
千歳市
恵庭市
豊浦町
洞爺村
大滝村
壮瞥町
虻田町
真狩村
留寿都村
喜茂別町
京極町
倶知安町
ニセコ町
蘭越町
寿都町
黒松内町
島牧村
瀬棚町
今金町
長万部町
八雲町
乙部町
厚沢部町
江差町
上ノ国町
木古内町
知内町
松前町
福島町
奥尻町
北檜山町
大成町
瀬棚町
砂原町
森町
鹿部町
七飯町
大野町
上磯町
南茅部町
函館市
椴法華村
尻岸内町
戸井町
上川町
東川町
美瑛町
上富良野町
中富良野町
南富良野町
占冠村
美深町
中川町
音威子府村
中頓別町
浜頓別町
枝幸町
歌登町
稚内市
豊富町
猿払村
幌延町
天塩町
初山別村
道別町
羽幌町
苫前町
小平町
留萌市
増毛町
雨竜町
北竜町
沼田町
浜益村
新十津川町
当別町
月形町
厚田村
石狩町
新篠津村
江別市
岩見沢市
長沼町
南幌町
栗山町
千歳市
恵庭市
豊浦町
洞爺村
大滝村
壮瞥町
虻田町
真狩村
留寿都村
喜茂別町
京極町
倶知安町
ニセコ町
蘭越町
寿都町
黒松内町
島牧村
瀬棚町
今金町
長万部町
八雲町
乙部町
厚沢部町
江差町
上ノ国町
木古内町
知内町
松前町
福島町
奥尻町
北檜山町
大成町
瀬棚町
砂原町
森町
鹿部町
七飯町
大野町
上磯町
南茅部町
函館市
椴法華村
尻岸内町
戸井町
上川町
東川町
美瑛町
上富良野町
中富良野町
南富良野町
占冠村
美深町
中川町
音威子府村
中頓別町
浜頓別町
枝幸町
歌登町
稚内市
豊富町
猿払村
幌延町
天塩町
初山別村
道別町
羽幌町
苫前町
小平町
留萌市
増毛町
雨竜町
北竜町
沼田町
浜益村
新十津川町
当別町
月形町
厚田村
石狩町
新篠津村
江別市
岩見沢市
長沼町
南幌町
栗山町
千歳市
恵庭市
豊浦町
洞爺村
大滝村
壮瞥町
虻田町
真狩村
留寿都村
喜茂別町
京極町
倶知安町
ニセコ町
蘭越町
寿都町
黒松内町
島牧村
瀬棚町
今金町
長万部町
八雲町
乙部町
厚沢部町
江差町
上ノ国町
木古内町
知内町
松前町
福島町
奥尻町
北檜山町
大成町
瀬棚町
砂原町
森町
鹿部町
七飯町
大野町
上磯町
南茅部町
函館市
椴法華村
尻岸内町
戸井町
上川町
東川町
美瑛町
上富良野町
中富良野町
南富良野町
占冠村
美深町
中川町
音威子府村
中頓別町
浜頓別町
枝幸町
歌登町
稚内市
豊富町
猿払村
幌延町
天塩町
初山別村
道別町
羽幌町
苫前町
小平町
留萌市
増毛町
雨竜町
北竜町
沼田町
浜益村
新十津川町
当別町
月形町
厚田村
石狩町
新篠津村
江別市
岩見沢市
長沼町
南幌町
栗山町
千歳市
恵庭市
豊浦町
洞爺村
大滝村
壮瞥町
虻田町
真狩村
留寿都村
喜茂別町
京極町
倶知安町
ニセコ町
蘭越町
寿都町
黒松内町
島牧村
瀬棚町
今金町
長万部町
八雲町
乙部町
厚沢部町
江差町
上ノ国町
木古内町
知内町
松前町
福島町
奥尻町
北檜山町
大成町
瀬棚町
砂原町
森町
鹿部町
七飯町
大野町
上磯町
南茅部町
函館市
椴法華村
尻岸内町
戸井町
上川町
東川町
美瑛町
上富良野町
中富良野町
南富良野町
占冠村
美深町
中川町
音威子府村
中頓別町
浜頓別町
枝幸町
歌登町
稚内市
豊富町
猿払村
幌延町
天塩町
初山別村
道別町
羽幌町
苫前町
小平町
留萌市
増毛町
雨竜町
北竜町
沼田町
浜益村
新十津川町
当別町
月形町
厚田村
石狩町
新篠津村
江別市
岩見沢市
長沼町
南幌町
栗山町
千歳市
恵庭市
豊浦町
洞爺村
大滝村
壮瞥町
虻田町
真狩村
留寿都村
喜茂別町
京極町
倶知安町
ニセコ町
蘭越町
寿都町
黒松内町
島牧村
瀬棚町
今金町
長万部町
八雲町
乙部町
厚沢部町
江差町
上ノ国町
木古内町
知内町
松前町
福島町
奥尻町
北檜山町
大成町
瀬棚町
砂原町
森町
鹿部町
七飯町
大野町
上磯町
南茅部町
函館市
椴法華村
尻岸内町
戸井町

2. 親　族　表

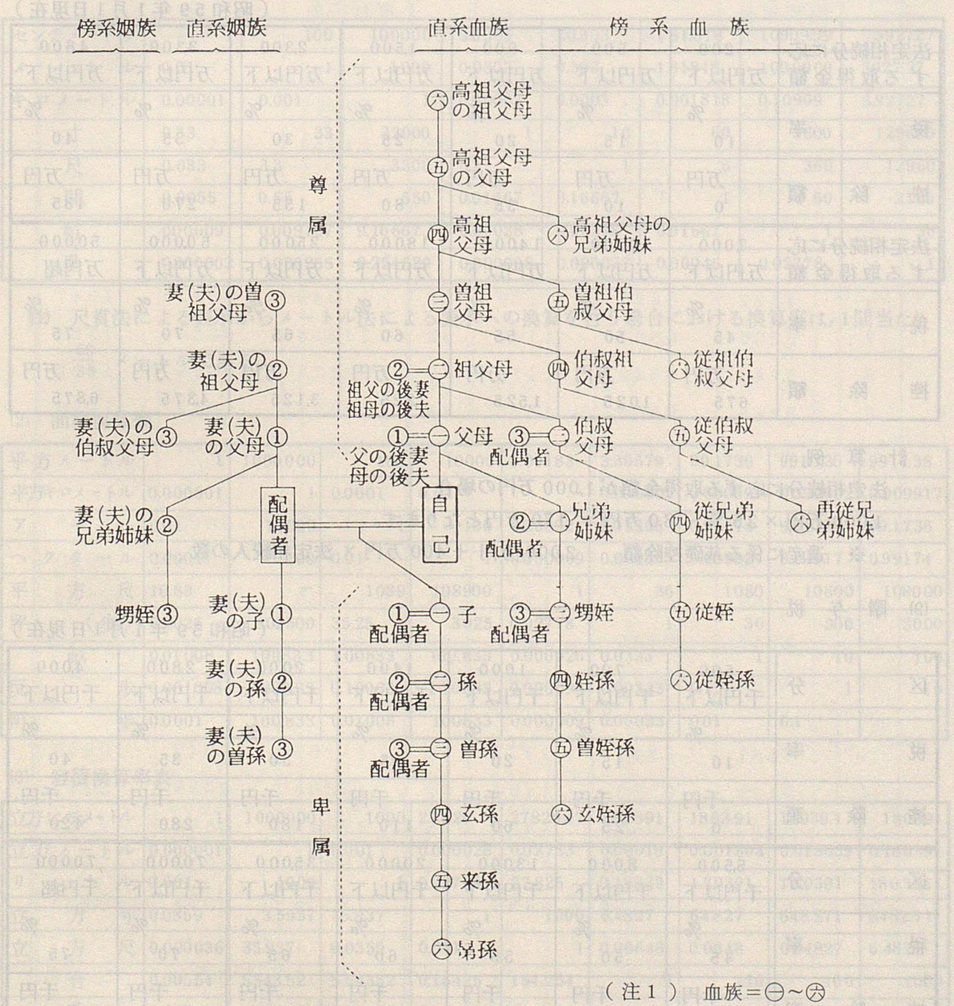

（注１）　血族＝㊀～㊅
　　姻族＝①～③

（注２）　数字は親等を示します。

3. 相続税、贈与税速算表

(1) 相　続　税

（昭和59年1月1日現在）

法定相続分に応ずる取得金額	200万円以下	500万円以下	900万円以下	1,500万円以下	2,300万円以下	3,300万円以下	4,800万円以下
税率	10%	15%	20%	25%	30%	35%	40%
控除額	0万円	10万円	35万円	80万円	155万円	270万円	435万円
法定相続分に応ずる取得金額	7,000万円以下	10,000万円以下	14,000万円以下	18,000万円以下	25,000万円以下	50,000万円以下	50,000万円超
税率	45%	50%	55%	60%	65%	70%	75%
控除額	675万円	1,025万円	1,525万円	2,225万円	3,125万円	4,375万円	6,875万円

計　算　例

法定相続分に応ずる取得金額が1,000万円の場合

1,000万円×25％－80万円＝170万円となります。

※　遺産に係る基礎控除額　　2,000万円＋400万円×法定相続人の数

(2) 贈　与　税

（昭和59年1月1日現在）

区分	500千円以下	700千円以下	1,000千円以下	1,400千円以下	2,000千円以下	2,800千円以下	4,000千円以下
税率	10%	15%	20%	25%	30%	35%	40%
控除額	0千円	25千円	60千円	110千円	180千円	280千円	420千円
区分	5,500千円以下	8,000千円以下	13,000千円以下	20,000千円以下	35,000千円以下	70,000千円以下	70,000千円超
税率	45%	50%	55%	60%	65%	70%	75%
控除率	620千円	895千円	1,295千円	1,945千円	2,945千円	4,695千円	8,195千円

計　算　例

通常の場合，1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から，基礎控除額（60万円）を差引き，その残額×税率－控除額＝税額

例えば，贈与を受けた財産の価額が2,000千円である場合は，

2,000千円－600千円＝1,400千円

1,400千円×25％－110千円＝240千円となります。

4. 度　量　衡　換　算　表

(1) 尺度換算表

センチメートル	1	100	100000	3.0303	30.303	181.818	10909.09	392727
メートル	0.01	1	1000	0.0303	0.303	1.81818	109.0909	3927.27
キロメートル	0.00001	0.001	1	0.00003	0.0003	0.001818	0.10909	3.92727
寸	0.33	33	33000	1	10	60	3600	129600
尺	0.033	3.3	3300	0.1	1	6	360	12960
間	0.0055	0.55	550	0.01667	0.16667	1	60	2160
町	0.00009	0.009167	9.16667	0.00028	0.00278	0.01667	1	36
里	0.000003	0.000255	0.254629	0.000008	0.000077	0.00046	0.02778	1

(注)　尺貫法による表示からメートル法による表示への換算を行う場合における換算率は，1間当たり $\frac{60}{33}$ メートルである。

(2) 面積換算表

平方メートル	1	1000000	100	10000	0.09183	3.30579	99.1736	991.736	9917.36
平方キロメートル	0.000001	1	0.0001	0.01	－	0.000003	0.000099	0.000992	0.009917
アール	0.01	10000	1	100	0.00092	0.03306	0.99174	9.91736	99.1736
ヘクタール	0.0001	100	0.01	1	0.000009	0.00033	0.00992	0.09917	0.99174
平方尺	10.89	－	1089	108900	1	36	1080	10800	108000
坪（歩）	0.3025	302500	35.25	3025	0.02778	1	30	300	3000
畝	0.01008	10083.3	1.00833	100.833	0.000926	0.0333	1	10	100
反歩	0.001008	1008.33	0.10083	10.0833	0.000093	0.00333	0.1	1	10
町歩	0.0001	100.833	0.01008	100833	0.000009	0.00033	0.01	0.1	1

(3) 容積換算率表

立方センチメートル	1	1000000	1000	27.826	27826.47	180.391	1803.91	18039.1	180391
立方メートル	0.000001	1	0.001	0.000028	0.02783	0.00018	0.001804	0.018039	0.180391
リットル	0.001	1000	1	0.02783	27.826	0.18039	1.80391	18.0391	180.391
立方寸	0.0359	3.5937	35.937	1	1000	6.4827	64.827	648.271	6482.71
立方尺	0.000036	35.937	0.0359	0.001	1	0.00648	0.0648	0.64827	6.4827
合	0.00554	5543.52	5.54352	0.15425	154.254	1	10	100	1000
升	0.00055	554.352	0.55435	0.01543	15.425	0.1	1	10	100
斗	0.000055	55.435	0.05544	0.00154	1.5425	0.01	0.1	1	10
石	0.000006	5.5435	0.00554	0.000154	0.15425	0.001	0.01	0.1	1

(注) 1.　「石」から「立方メートル」への換算を行う場合における換算率は，1石当たり $\frac{240.1}{1.331}$ 立方メートルである。

2.　「立木石」から「立方メートル」への換算を行う場合における換算率は，1石当たり0.2783立方メートルである。

5. 複　利　率

年数	年8分の複利年金現価	年8分の複利現価	年2分の複利終価	年数	年8分の複利年金現価	年8分の複利現価	年2分の複利終価
1	0.925	0.925	1.020	26	10.809	0.135	1.673
2	1.783	0.857	1.040	27	10.935	0.125	1.706
3	2.577	0.793	1.061	28	11.051	0.115	1.741
4	3.312	0.735	1.082	29	11.158	0.107	1.775
5	3.992	0.680	1.104	30	11.257	0.099	1.811
6	4.622	0.630	1.126	31	11.349	0.092	1.847
7	5.206	0.583	1.148	32	11.434	0.085	1.884
8	5.746	0.540	1.171	33	11.513	0.078	1.922
9	6.246	0.500	1.195	34	11.586	0.073	1.960
10	6.710	0.463	1.218	35	11.654	0.067	1.999
11	7.138	0.428	1.243	36	11.717	0.062	2.039
12	7.536	0.397	1.268	37	11.775	0.057	2.080
13	7.903	0.367	1.293	38	11.828	0.053	2.122
14	8.244	0.340	1.319	39	11.878	0.049	2.164
15	8.559	0.315	1.345	40	11.924	0.046	2.208
16	8.851	0.291	1.372	41	11.967	0.042	2.252
17	9.121	0.270	1.400	42	12.006	0.039	2.297
18	9.371	0.250	1.428	43	12.043	0.036	2.343
19	9.603	0.231	1.456	44	12.077	0.033	2.390
20	9.818	0.214	1.485	45	12.108	0.031	2.437
21	10.016	0.198	1.515	46	12.137	0.029	2.486
22	10.200	0.183	1.545	47	12.164	0.026	2.536
23	10.371	0.170	1.576	48	12.189	0.024	2.587
24	10.528	0.157	1.608	49	12.212	0.023	2.638
25	10.674	0.146	1.640	50	12.233	0.021	2.691

(注) 1. 複利年金現価は観覧用の鉱泉地，営業権，著作権，鉱業権等の評価に使用する。
2. 複利現価は，特許権，定期金に関する権利，信託受益権，清算中の株式，無利息債権等の評価に使用する。
3. 複利終価は，標準伐期令をこえる立木の評価に使用する。

区等の推移

実施年月日	金 額貯金 率 1年6か月以上	2年以上	2年6か月以上	3年以上	貸付信託 予想配当率 2年	5年	買取割引料 2年	5年
	%	%	%	%	%	%	(1万円当たり)円	(1万円当たり)円
49. 9. 2	7.25	7.75		8.00	8.20	9.02	50	170
50. 8. 2	〃	〃		〃	〃	8.82	〃	130
11.	6.25	6.75		7.00	7.20	8.32	〃	51. 6. 20 180
52. 4.	〃	〃		〃	〃	〃	〃	51. 12. 20 230
5.	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃
5. 2	5.50	5.75		6.00	6.20	7.52	〃	〃
7. 2	〃	〃		〃	〃	7.32	〃	〃
8. 2	〃	〃		〃	〃	7.02	〃	52. 8. 21 170
9. 2	〃	〃		〃	〃	6.72	〃	〃
9. 2	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃
9. 2	5.00	5.30		5.50	〃	〃	〃	〃
53. 4. 1	〃	〃		〃	4.95	6.22	〃	53. 4. 20 210
4. 2	4.25	4.60		4.75	〃	〃	〃	54. 4. 20 260
54. 5.	5.00	5.30		5.50	5.70	6.82	〃	54. 5. 21 230
8. 1	5.75	6.00		6.25	6.45	7.32	〃	54. 8. 21 180
55. 3. 1	6.75	7.00		7.25	7.45	7.92	〃	55. 3. 21 100
4. 1	7.50	7.75		8.00	8.20	8.62	〃	55. 4. 21 90
12.	6.75	7.00		7.25	7.45	7.92	〃	〃
56. 4. 1	6.00	6.25		6.50	7.45	〃	〃	〃
4. 2	〃	〃		〃	6.70	〃	〃	〃
5.	〃	〃		〃	〃	7.62	〃	56. 7. 20 100
11.	〃	〃		〃	〃	8.02	〃	56. 11. 20 190
57. 1.	〃	〃		〃	〃	7.72	〃	〃
1. 1	5.50	5.75		6.00	〃	〃	〃	〃
1. 2	〃	〃		〃	6.20	〃	〃	〃
4.	〃	〃		〃	〃	7.52	〃	57. 5. 20 270
9.	〃	〃		〃	〃	8.02	〃	〃
58. 1.	〃	〃		〃	〃	7.72	〃	〃
2.	〃	〃		〃	〃	7.52	〃	〃
11.	〃	〃	(新設)	〃	〃	7.32	〃	〃
59. 1.	5.25	5.50	5.65	5.75	〃	〃	〃	〃
1.	〃	〃	〃	〃	5.95	〃	〃	59. 5. 20 280

6. 預貯金金利及び貸付信託予想配当率等の推移

実施年月日 ＼ 種類	銀行預金									郵便貯金										貸付信託			
	定期預金									定期貯金				定額貯金						予想配当率		買取割引料	
	約定利率					解約利率				約定利率		解約利率		利率									
	3か月	6か月	1年	2年	(中間)	6か月未満	6か月以上	1年以上	1年6か月以上	6か月	1年	6か月未満	6か月以上	6か月以上	1年以上	1年6か月以上	2年以上	2年6か月以上	3年以上	2年	5年	2年	5年
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	(1万円当たり)円	(1万円当たり)円
49. 9. 24	5.50	6.75	7.75	8.00	6.75	3.00	5.75	6.50	7.00		7.50	3.75	5.50	6.00	6.50	7.25	7.75		8.00	8.20	9.02	50	170
50. 8. 21	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	8.82	〃	130
11. 4	4.50	5.75	6.75	7.00	5.75	2.50	5.00	5.50	6.25		6.75	2.50	5.00	5.00	5.50	6.25	6.75		7.00	7.20	8.32	〃	51. 6. 20 180
52. 4. 4	〃	〃	〃	〃	〃	2.00	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃	51. 12. 20 230
5. 6	3.75	5.00	5.75	6.00	5.00	〃	4.25	4.75	5.50		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃
5. 21	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		5.75	2.00	4.25	4.25	4.75	5.50	5.75		6.00	6.20	7.52	〃	〃
7. 21	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	7.32	〃	〃
8. 21	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	7.02	〃	52. 8. 21 170
9. 21	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	6.72	〃	〃
9. 26	3.25	4.50	5.25	5.50	4.50	1.50	3.75	4.25	5.00		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃
9. 29	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		5.25	1.50	3.75	3.75	4.25	5.00	5.30		5.50	〃	〃	〃	〃
53. 4. 17	2.50	3.75	4.50	4.75	3.75	1.00	3.00	3.50	4.25	(新設)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	4.95	6.22	〃	53. 4. 20 210
4. 25	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	3.75	4.50	1.00	3.00	3.00	3.50	4.25	4.60		4.75	〃	〃	〃	54. 4. 20 260
54. 5. 7	3.25	4.50	5.25	5.50	4.50	1.50	3.75	4.25	5.00	4.50	5.25	1.50	3.75	3.75	4.25	5.00	5.30		5.50	5.70	6.82	〃	54. 5. 21 230
8. 13	4.00	5.25	6.00	6.25	5.25	2.00	4.50	5.00	5.75	5.25	6.00	2.00	4.50	4.50	5.00	5.75	6.00		6.25	6.45	7.32	〃	54. 8. 21 180
55. 3. 10	5.00	6.25	7.00	7.25	6.25	2.75	5.50	6.00	6.75	6.25	7.00	2.75	5.50	5.50	6.00	6.75	7.00		7.25	7.45	7.92	〃	55. 3. 21 100
4. 14	6.00	7.25	7.75	8.00	7.25	3.25	6.50	7.00	7.50	7.25	7.75	3.25	6.50	6.50	7.00	7.50	7.75		8.00	8.20	8.62	〃	55. 4. 21 90
12. 1	5.00	6.25	7.00	7.25	6.25	2.75	5.50	6.00	6.75	6.25	7.00	2.75	5.50	5.50	6.00	6.75	7.00		7.25	7.45	7.92	〃	〃
56. 4. 13	4.25	5.50	6.25	6.50	5.50	1.75	4.75	5.25	6.00	5.50	6.25	2.25	4.75	4.75	5.25	6.00	6.25		6.50	7.45	〃	〃	〃
4. 21	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	6.70	〃	〃	〃
5. 6	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	7.62	〃	56. 7. 20 100
11. 6	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	8.02	〃	56. 11. 20 190
57. 1. 6	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	7.72	〃	〃
1. 18	3.75	5.00	5.75	6.00	5.00	〃	4.25	4.75	5.50	5.00	5.75	1.75	4.25	4.25	4.75	5.50	5.75		6.00	〃	〃	〃	〃
1. 21	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	6.20	〃	〃	〃
4. 6	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	7.52	〃	57. 5. 20 270
9. 6	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	8.02	〃	〃
58. 1. 6	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	7.72	〃	〃
2. 6	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	7.52	〃	〃
11. 6	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	(新設)	〃	〃	7.32	〃	〃
59. 1. 4	3.50	4.75	5.50	5.75	4.75	1.50	4.00	4.50	5.25	4.75	5.50	1.50	4.00	4.00	4.50	5.25	5.50	5.65	5.75	〃	〃	〃	〃
1. 6	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	5.95	〃	〃	59. 5. 20 280

経過年数 / 耐用年数	率										
	1年	8年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
2年	0.31										
3	0.46										
4	0.56										
5	0.63										
6	0.68										
7	0.72										
8	0.75										
9	0.77										
10	0.79										
12	0.82										
15	0.85										
18	0.88	.100									
20	0.89	.123	0.109	0.100							
25	0.91	.188	0.171	0.155	0.141	0.128	0.116	0.105	0.100		
27	0.91	.213	0.195	0.179	0.164	0.150	0.137	0.125	0.114	0.104	0.100
30	0.92	.248	0.229	0.212	0.196	0.181	0.167	0.154	0.142	0.131	0.121
35	0.93	.302	0.282	0.263	0.246	0.230	0.215	0.201	0.188	0.175	0.163
40	0.94	.352	0.336	0.317	0.299	0.282	0.266	0.251	0.236	0.222	0.209
45	0.95	.395	0.375	0.356	0.338	0.321	0.304	0.288	0.273	0.259	0.241
50	0.95	.435	0.415	0.396	0.378	0.360	0.344	0.328	0.313	0.299	0.285
55	0.95	.470	0.451	0.433	0.415	0.398	0.382	0.366	0.351	0.336	0.322
60	0.96	.496	0.477	0.459	0.442	0.425	0.409	0.393	0.379	0.364	0.350
65	0.96	.527	0.509	0.491	0.474	0.457	0.441	0.426	0.411	0.397	0.383
70	0.96	.557	0.539	0.521	0.504	0.488	0.472	0.457	0.442	0.428	0.414
75	0.97	.580	0.563	0.546	0.530	0.514	0.499	0.484	0.469	0.455	0.441

(注) この表は

7. 残　価　率　表（定率法）

耐用年数＼経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
2年	0.316	0.100																									
3	0.464	0.215	0.100																								
4	0.562	0.316	0.178	0.100																							
5	0.631	0.398	0.251	0.158	0.100																						
6	0.681	0.463	0.315	0.215	0.146	0.100																					
7	0.720	0.518	0.373	0.268	0.193	0.139	0.100																				
8	0.750	0.562	0.421	0.316	0.237	0.177	0.133	0.100																			
9	0.774	0.599	0.463	0.358	0.277	0.215	0.166	0.128	0.100																		
10	0.794	0.630	0.500	0.397	0.315	0.250	0.198	0.157	0.125	0.100																	
12	0.825	0.680	0.561	0.463	0.382	0.315	0.260	0.214	0.177	0.146	0.121	0.100															
15	0.858	0.736	0.631	0.541	0.464	0.398	0.342	0.293	0.251	0.216	0.185	0.159	0.136	0.116	0.100												
18	0.880	0.774	0.681	0.599	0.527	0.464	0.408	0.359	0.316	0.278	0.245	0.215	0.189	0.166	0.146	0.128	0.112	0.100									
20	0.891	0.793	0.707	0.630	0.561	0.500	0.445	0.397	0.353	0.315	0.282	0.251	0.223	0.198	0.176	0.156	0.138	0.123	0.109	0.100							
25	0.912	0.831	0.758	0.691	0.630	0.575	0.524	0.478	0.436	0.398	0.363	0.331	0.301	0.274	0.249	0.227	0.207	0.188	0.171	0.155	0.141	0.128	0.116	0.105	0.100		
27	0.918	0.842	0.773	0.710	0.651	0.598	0.549	0.504	0.463	0.425	0.391	0.359	0.329	0.302	0.277	0.254	0.233	0.213	0.195	0.179	0.164	0.150	0.137	0.125	0.114	0.104	0.100
30	0.926	0.857	0.794	0.735	0.680	0.630	0.583	0.540	0.500	0.463	0.429	0.398	0.368	0.340	0.314	0.290	0.268	0.248	0.229	0.212	0.196	0.181	0.167	0.154	0.142	0.131	0.121
35	0.936	0.876	0.820	0.768	0.715	0.673	0.630	0.590	0.552	0.517	0.485	0.454	0.424	0.396	0.370	0.346	0.323	0.302	0.282	0.263	0.246	0.230	0.215	0.201	0.188	0.175	0.163
40	0.944	0.891	0.841	0.794	0.749	0.707	0.668	0.630	0.595	0.561	0.531	0.501	0.472	0.445	0.420	0.396	0.373	0.352	0.336	0.317	0.299	0.282	0.266	0.251	0.236	0.222	0.209
45	0.950	0.902	0.857	0.814	0.773	0.735	0.698	0.663	0.630	0.598	0.570	0.541	0.513	0.487	0.462	0.438	0.416	0.395	0.375	0.356	0.338	0.321	0.304	0.288	0.273	0.259	0.241
50	0.955	0.912	0.871	0.832	0.795	0.759	0.725	0.692	0.661	0.631	0.603	0.575	0.549	0.524	0.500	0.478	0.456	0.435	0.415	0.396	0.378	0.360	0.344	0.328	0.313	0.299	0.285
55	0.959	0.920	0.882	0.846	0.811	0.778	0.746	0.715	0.686	0.658	0.631	0.605	0.580	0.556	0.533	0.511	0.490	0.470	0.451	0.433	0.415	0.398	0.382	0.366	0.351	0.336	0.322
60	0.962	0.925	0.890	0.856	0.823	0.792	0.762	0.733	0.705	0.678	0.652	0.627	0.603	0.580	0.558	0.537	0.516	0.496	0.477	0.459	0.442	0.425	0.409	0.393	0.379	0.364	0.350
65	0.965	0.931	0.898	0.867	0.837	0.808	0.780	0.753	0.727	0.702	0.677	0.653	0.630	0.608	0.587	0.566	0.546	0.527	0.509	0.491	0.474	0.457	0.441	0.426	0.411	0.397	0.383
70	0.968	0.937	0.907	0.878	0.850	0.823	0.797	0.771	0.746	0.722	0.699	0.677	0.655	0.634	0.614	0.594	0.575	0.557	0.539	0.521	0.504	0.488	0.472	0.457	0.442	0.428	0.414
75	0.970	0.941	0.913	0.886	0.860	0.835	0.810	0.786	0.763	0.741	0.719	0.697	0.676	0.656	0.636	0.617	0.598	0.580	0.563	0.546	0.530	0.514	0.499	0.484	0.469	0.455	0.441

(注)　この表は，新品の価額から，取得の時期から課税時期までの期間の償却費の額の合計額又は減価の額を控除した価額を求める場合に使用する。

（法　率　定）　　表　　了　　既

期間 年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年
2年	0.316	0.100										
3	0.184	0.215	0.100									
4	0.352	0.316	0.178	0.100								
5	0.631	0.398	0.251	0.158	0.100							
6	0.931	0.463	0.315	0.215	0.146	0.100						
7	0.720	0.518	0.373	0.268	0.193	0.139	0.100					
8	0.760	0.582	0.421	0.316	0.237	0.177	0.133	0.100				
9	0.774	0.649	0.482	0.358	0.277	0.216	0.166	0.128	0.100			
10	0.794	0.630	0.500	0.397	0.315	0.250	0.198	0.157	0.125			
12	0.825	0.680	0.561	0.462	0.382	0.315	0.260	0.214	0.177			
15	0.858	0.736	0.631	0.541	0.464	0.398	0.342	0.293	0.251			
18	0.883	0.774	0.681	0.599	0.527	0.464	0.408	0.359	0.316			
20	0.891	0.793	0.707	0.630	0.561	0.500	0.445	0.397	0.353			
25	0.918	0.831	0.756	0.687	0.624	0.567	0.515	0.468	0.426			
27	0.918	0.842	0.773	0.710	0.651	0.598	0.549	0.504	0.463	0.100		
30	0.930	0.857	0.794	0.735	0.680	0.630	0.583	0.540	0.500	0.121		
35	0.939	0.876	0.829	0.785	0.743	0.703	0.665	0.629	0.595	0.183		
40	0.944	0.889	0.841	0.794	0.749	0.707	0.668	0.630	0.595	0.209		
45	0.949	0.902	0.851	0.814	0.773	0.735	0.698	0.663	0.630	0.241		
50	0.955	0.912	0.873	0.833	0.795	0.759	0.725	0.692	0.661	0.265		
55	0.959	0.920	0.882	0.846	0.811	0.778	0.746	0.715	0.686	0.322		
60	0.962	0.925	0.889	0.855	0.823	0.792	0.762	0.733	0.705	0.330		
65	0.965	0.931	0.898	0.867	0.837	0.808	0.780	0.753	0.727	0.385		
70	0.968	0.937	0.905	0.875	0.850	0.825	0.797	0.771	0.746	0.414		
75	0.970	0.941	0.913	0.885	0.860	0.835	0.810	0.786	0.763	0.441		

（注）この定は，製品の耐用年数，取得の時期から廃棄時期までの期間の年数別の定率法償却率

トエ1P-54

DG131-24
82W37181
DG131
24
別書誌
合3冊
DG131-24
83W20413
DG131-24
84W26379
複写